

1. UAEにおけるVATの導入背景

① UAE における VAT

付加価値税 (VAT) は、商品とサービスの両方に課される一般消費税とも呼ばれる間接税で、サプライチェーンの各過程で発生する提供に対して課税される。通常、VAT は最終消費者が負担するもので、企業は税金を認識し、徴税を行うことで、あくまでも政府の代わりに税金を回収する代理徴税機関としての役割を果たす。

② VATの施工時期と税率

2018年1月1日より、アラブ首長国連邦 (UAE) 全土において、標準税率を5%とするVATが施行されることが決定している。ただし、0%の税率が適用される、または、免税対象となる物品およびサービスも規定されている。

Article 3 Tax Rate, Federal Decree-Law No(8) of 2017 on Value Added Tax (2017年8月23日)

③ 企業の遵守事項

UAEのすべての事業体は、正確、且つ最新の取引および記録を記帳する必要がある。また、所定の要件を満たす事業体は、VATの登録が必要となり、VAT法の規定に従うことが求められる。

2. UAE国内 (メインランド) の取り扱い

- 一部の例外を除き、UAE 国内で物品やサービスの提供が行われた場合、0%課税または免税品を除き標準税率 5%で VAT が課税される。

Article 2 Scope of Tax, Federal Decree-Law No(8) of 2017 on Value Added Tax(2017 年 8 月 23 日)

- UAE から VAT 非導入 GCC 諸国または GCC 諸国外へ物品またはサービスを輸出する場合、VAT は 0%の税率で課税される。

Article 45 Supply of Goods and Services that is Subject to Zero Rate, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

- VAT 非導入 GCC 諸国または GCC 諸国外から UAE に物品やサービスを輸入する場合、リバースチャージ方式による VAT 課税の対象となる。

Article 48 Reverse Charge, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

3. 指定区域 (Designated Zone) の取り扱い

指定区域は、税務上、UAE国外区域であるとみなされる。指定区域とは、物理的なフェンスで覆われており、警備措置と税関管理の機能を有する区域である。

指定区域に関連する具体的な取り扱い事例は以下の通り。

- 指定区域間での物品の移動は、物品に手を加えず未使用で、且つ所有権が譲渡されない場合、または関税賦課停止規則に則って物品が移動する場合には、VAT 課税対象外である。一方で、指定区域内

で消費されることを目的とした物品の提供の場合、その提供地は UAE 内となり、VAT 課税の対象となる。

- 指定区域内で行われるサービスの提供は、UAE 国内取引とみなされ VAT 課税対象となる。
- 光熱費の提供については、提供地が指定区域内である場合、UAE 国内における提供とみなされる。したがって、指定区域内で消費されるドバイ電力・水道局 (DEWA) への支払い費用は、UAE 国内取引と同様に VAT 課税対象となる。
- 指定区域に所在し、所有者が以前に VAT を支払っていない物品は、所有者によって UAE 国内に輸入されたものとして扱われるため、もし既に帳簿上で認識されていない場合は VAT 課税対象となる。
- 指定区域に設立された事業体は、VAT 法に基づいて UAE 国内の事業体としてみなされる。
- UAE 国内から指定区域への物品またはサービスの提供、またはその両方の提供は、0%課税または免除品の場合を除き、標準税率 5%で課税される
- UAE 国外から指定区域への物品またはサービスの提供、またはその両方の提供は、VAT 課税対象外取引となる。

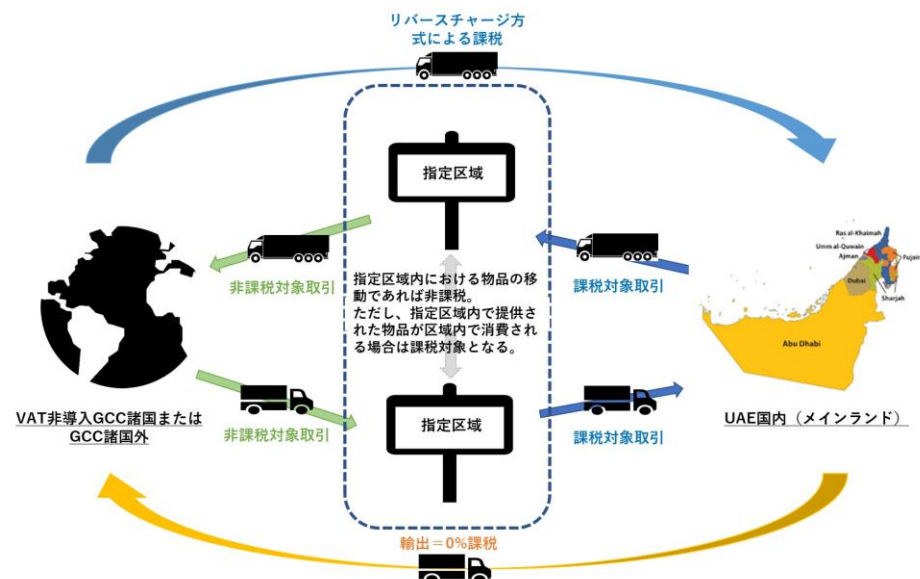
Article 51 Designated zones, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulations of the Federal Decree-Law No. (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 11 月 26 日)

4. 貿易取引条件(インコタームズ)におけるVATの認識

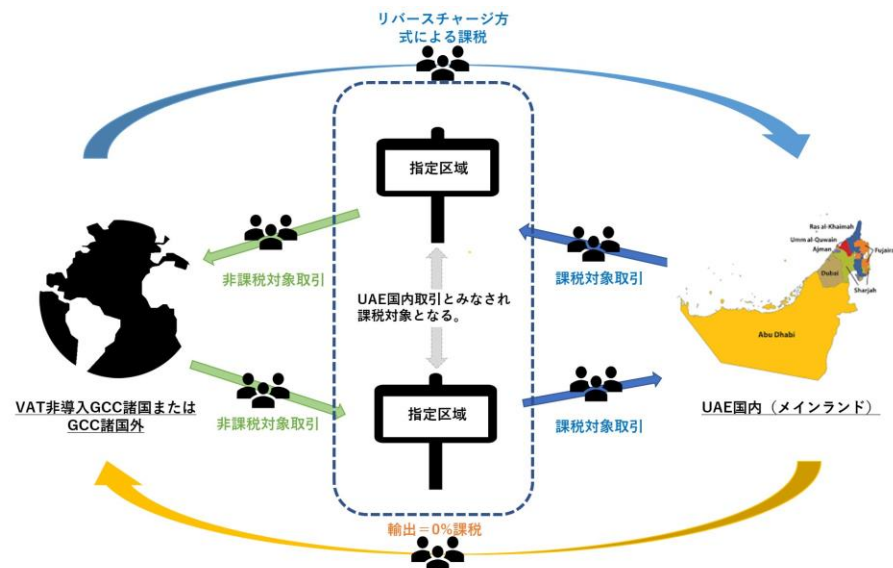
- インコタームズにおいて、VAT は DDP を除き基本的には購入者が負担する。(EXW、FCA、FAS、FOB、CPT、CFR (CNF)、CIF、CIP、DAT、DAP は購入者が VAT を負担する)

Article 27 Place of Supply, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

【物品の提供にかかるVAT】

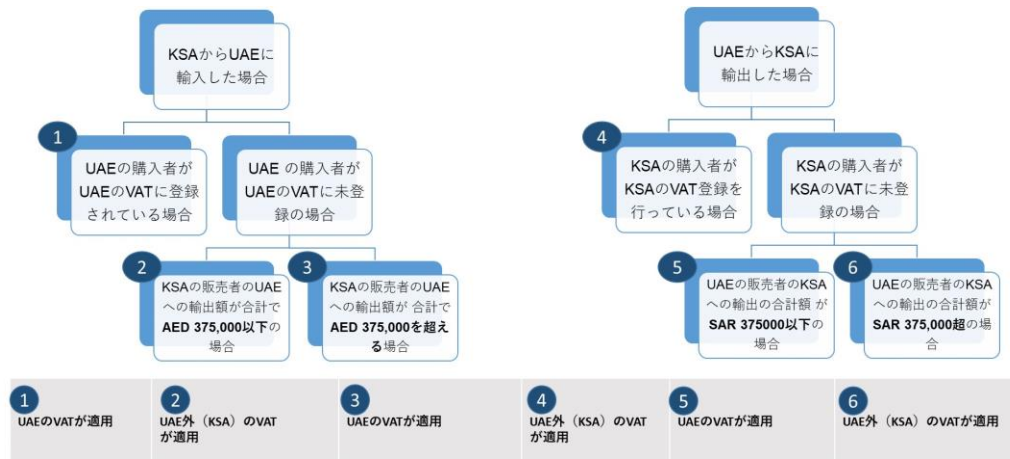


【サービスの提供にかかるVAT】



5. その他VAT導入GCC諸国との取引

	輸入者（②）の VAT 登録状況	輸出者（①）による 輸出合計額	UAE での VAT の課税適用性
UAE の事業体（①）がその他 VAT 導入 GCC 諸国の事業体 （②）宛に輸出する場合	その他 VAT 導入 GCC 諸国の VAT に未登録	その他 VAT 導入 GCC 諸 国への輸出合計額が AED 375,000 以下の場合	VAT 課税対象
		その他 VAT 導入 GCC 諸 国への輸出合計額が AED 375,000 以上の場合	VAT 課税対象外。 (その他 VAT 導入国で課税)
UAE の事業体（①）がその他 VAT 導入 GCC 諸国の事業体 （②）宛に輸出する場合	その他 VAT 導入 GCC 諸国の VAT に登録済み	—	VAT 課税対象外 (その他 VAT 導入国で課税)
UAE の事業体（②）がその他 VAT 導入 GCC 諸国の事業体 （①）から輸入する場合	UAE の VAT に未登録	輸出合計額が AED 375,000 以下の場合	VAT 課税対象外 (その他 VAT 導入国で課税)
		輸出合計額が AED 375,000 以上の場合	VAT 課税対象
UAE の事業体（②）がその他 VAT 導入 GCC 諸国の事業体 （①）から輸入する場合	UAE の VAT に登録済み	—	VAT 課税対象



* KSA (サウジアラビア) はその他のVAT導入GCC諸国に該当

Article 27 Place of Supply, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

6. 法定要件

① VAT の適用対象

0%で課税される対象を含む物品またはサービスを提供する事業体。

Article 2 Scope of Tax, Federal Decree-Law No(8) of 2017 on Value Added Tax

② 導入日

UAE、KSA (サウジアラビア) は 2018 年 1 月 1 日の施行が決定しており、他 GCC 諸国は 2019 年 1 月 1 日に導入される予定。

③ 登録義務要件

直近 12 ヶ月の総売上高 (「課税売上高」「免税売上高」「輸出売上高」を含む)、または向こう 30 日における年間の予想総売上高が 375,000 AED を超える場合に登録義務が発生する。

Article 7 Mandatory Registration, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulations of the Federal Decree-Law No. (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 11 月 26 日)

④ 任意登録

直近 12 ヶ月の総売上高、または向こう 30 日における年間の予想売上高が 187,500~375,000 AED の場合、任意で登録を行うことが可能。

Article 8 Mandatory Registration, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulations of the Federal Decree-Law No. (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 11 月 26 日)

⑤ 申告と納税

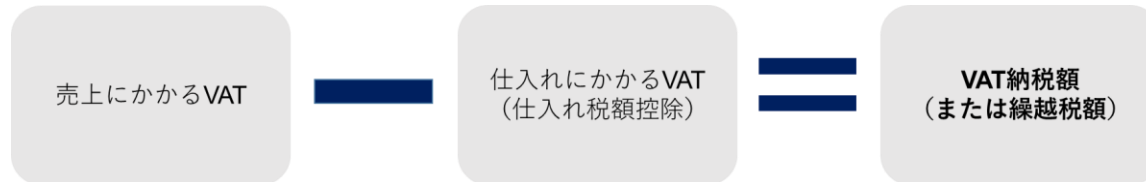
月次、または四半期ごとに申告書の提出が行われ、それぞれの対象期間の終了後 28 日以内に VAT の支払い (納税) を行う必要がある。

Article 64 Tax Return and Payment, Cabinet Decision No. (52) Of 2017 on the Executive Regulation of Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 11 月 26 日)

7. 納税と相殺メカニズム

上記のとおり、VAT は商品およびサービスの提供に対し、サプライチェーンの各過程で課税される。また、最終的には最終消費者が負担し、企業はあくまでも政府の代わりに税金を回収する代理徴税機関としての役割を果たす。企業として政府に納税する VAT の税額、客先から徴税した税金と既に支払った税金との相殺の仕組みは以下の通りである。

① 納税額について



② 納税申告と相殺のメカニズムについて

VAT の申告、支払い（納税）は、オンライン上で行われる。

また、相殺のメカニズムは以下の通りである。

サプライチェーン		各サプライチェーンにおける VAT				
		仕入れ価格/ 原材料料費	付加価値	販売価格	VAT @ 5% (販売価格の 5%)	
	農園	-	1,000	1,000	50	
	メーカー	1,000	1,000	2,000	100	
	卸業者	2,000	500	2,500	125	
	小売業者	2,500	500	3,000	150	
最終消費者が負担する VAT					150	

相殺メカニズム		納税額				
		仕入れ価格	仕入れ 控除	販売価格	売上にか かる VAT	納税額
	農園	-	-	1,000	50	50
	メーカー	1,000	50	2,000	100	50
	卸業者	2,000	100	2,500	125	25
	小売業者	2,500	125	3,000	150	25
政府が徴収する VAT						150

Article 64 Tax Return and Payment, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulation of Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax. (2017 年 11 月 26 日)

8. 提供地および提供日

VAT がいつ、どこで課税されるのかを把握するためには、物品およびサービスの提供地・提供日を正確に認識することが重要となる。

① 物品の提供地

物品の提供地は、UAE からの輸出の場合を除き、UAE 内で提供が行われた場合は、UAE が提供地となる。

UAE から輸出された、または UAE へ輸入された、組み立て物品・据え付け物品の提供の場合は、組み立てまたは据え付けが行われた場所が提供地となる。

② サービスの提供地

サービスの提供における提供地は、提供者の所在地が提供地となる。

③ 提供地特例

特例	提供地
・ サービスの受領者がVAT登録をしている GCC にいる場合	VAT登録をしているGCC国
・ サービスの提供者が UAE非居住者 で、サービス受領者がUAEに登録された事業体である場合	UAE
・ 物品の据付 に係る サービス の提供の場合	据付サービスが提供された場所
・ GCCのVAT登録を行っていない者への 交通手段 の提供	物品が提供された（引き渡しが行われた）場所
・ ホテル、レストラン、宿泊施設やケータリングサービス の場合	サービスが行われた場所
・ 文化、芸術、スポーツ、教育 やそれらに類似したサービス	サービスが行われ場所
・ 不動産 に関連するサービス	不動産の所在地
・ 輸送 サービスの提供	輸送が始まった場所
・ 通信 および 電子 サービス	受領者がサービスを実際に・利用した場所

Title Five, Rules Pertaining to Supplies, Chapter Two Place of Supply, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax

④ 提供日

税金は、物品またはサービスの提供日を起点に計算され、次のいずれか早い日付が提供日として考慮される。

- ・ （提供者の監督下にあった場合、）物品が譲渡された日
- ・ （提供者の監督下になかった場合、）受領者が物品を取得（所有）した日
- ・ 物品が組み立ておよび据え付けを伴う場合、その物品の組み立てまたは据え付けが完了した日
- ・ 関税法に基づく物品の輸入日
- ・ 受領者が物品を受領した日、または物品が譲渡された日から 12 ヶ月後
- ・ サービスの実行が完了した日
- ・ 代金を受領した日または、タックスインボイスが発行された日

Title Five, Rules Pertaining to Supplies, Chapter One Date of Supply, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

9. 0%課税および免税

① 税率 0%が適用される提供

税率 0%で課税される物品およびサービスの提供者も、VAT 法に基づく VAT の登録および申告・納税業務を行う必要がある。申告・納税を行うことで、仕入れにかかる VAT（仕入れ税額控除）を相殺することが可能となる。税率 0%が適用される提供例は以下の通りである。

- 特定の教育サービスおよびヘルスケアサービス（医療従事者が、予防的処置を含む治療に必要であると一般的に認められているもの）の提供
- 物品およびサービスの GCC 外への輸出
- 国際輸送、およびそれに関連する提供
- UAE からの国際航空旅客輸送
- 特定の陸上、海上、航空輸送手段(航空機や船舶など)による提供
- 救助・救護用航空機および船舶の提供
- 船上や機内での消費されるための物品やサービスの提供
- 特定の適格投資商品(例 純度 99%の金塊など)
- 建設から 3 年以内に提供される新築の居住用不動産(初販に限る)の提供
- 慈善事業目的で使用される建物（初販に限る）の提供
- 非居住用から居住用に目的変更した不動産(初販に限る)の提供
- 原油および天然ガスの提供

Article 45 Supply of Goods and Services that is Subject to Zero Rate, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

② 免税

VAT が免税となる物品およびサービスの提供者は、販売時に VAT を課税する必要はなく、また仕入れにかかる VAT（仕入れ税額控除）は相殺できず、提供者側の埋没コストとなる。免税となる提供例は以下の通りである。

- 特定の金融サービスの提供
- 居住用不動産の販売またはリース
- 更地の提供
- 国内の旅客輸送

Article 46 Supply Exempt from Tax, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 8 月 23 日)

10. 罰則規定

VAT法では、以下を含む、規定に遵守しない場合の罰則規定も設けられている。

- VAT の登録義務があるにもかかわらず登録を行っていない場合
- 特定の期限内に税務申告書を提出しない、または納税額を支払わない場合
- VAT 法の下で必要とされる記録を保持していない場合
- VAT 法の条項に違反する脱税行為を意図的に行った場合

罰則には、1 回毎にかかる罰則規定、複数回におよび違反を犯した場合の罰則規定、累進規定、違反額の % に基づいて計算される規定などが設定されている。

- 当局が要求した場合、アラビア語によるデータ、記録または書類の提出を怠った場合
→ 罰金額：1 回毎に 20,000 AED
- 税務手続き法および税法に規定される必要記録および情報を保持していない場合
→ 罰金額：10,000 AED (初回)、50,000 AED(2 回目以降)
- 法律で規定される輸入物品にかかる税金を計上・納税しなかった場合
→ 罰金額：未納額または未申告額の 50%

Title Nine Violations and Penalties, Federal Law (8) of 2017 on Value Added Tax (2017年8月23日)

11. VAT 登録手続き

VAT 登録には、単一事業体としての登録、または 2 つ以上の事業体が UAE 国内に事業拠点をもち、相互に関連当事者である場合、グループとしての登録を行うことが出来る。

VAT 登録に際して、以下の書類をオンラインでアップロードする必要がある。

- トレードライセンス（取得していれば）
- ビジネスオーナーと管理者のエミレーツ ID
- ビジネスオーナーと管理者のパスポート
- 定款と委任状
- 会社の登録住所
- 過去 12 ヶ月の売上高および今後 30 日間の予想売上高
- 通関 ID（取得していれば）
- 銀行明細
- 登記証明書

http://www.allaboutvat.com/wp-content/uploads/Registration-User-Guide-VAT-VATG102_English.pdf

12. タックスインボイス

VAT 登録を行った事業体はタックスインボイスを発行する必要がある。また、タックスインボイスには記載与件や条件が規定されている。記載与件および条件例は以下の通り。

- 課税対象物品およびサービスの提供者は、タックスインボイスの原本を発行し、受領者に送付しなければならない
- タックスインボイスは、物品およびサービスの提供日から 14 日以内に発行する必要がある
- UAE ディルハム以外の通貨取引の場合、タックスインボイスに記載の税額は、提供日における中央銀行が認める為替レートをもってディルハムに換算し記載する
- タックスインボイスの請求額に端数が発生した場合、近似のディルハム（通貨で支払い可能な額）に切り下げる
- 所定の必要記載事項を含んでいること

Article 59 Tax Invoices, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulations of the Federal Decree-Law No(8) of 2017 on Value Added Tax (2017 年 11 月 26 日)

13. 税務申告

税務当局（FTA）からの別段の指示がない限り、月次、または四半期ごとに VAT 税務申告が必要となる。課税対象期間終了後 28 日以内に FTA へ税務申告と納税を行う。

納税申告書への記載事項は、以下の通り。

- 登録者の氏名、住所および納税番号（TRN: Tax Registration Number）
- 納税申告の対象期間
- 対象物品およびサービスの金額と徴税額

- 0%課税対象の物品およびサービスの金額
- 免税対象の物品およびサービスの金額
- リバースチャージ方式による課税対象の物品およびサービスの金額
- 支払い VAT 税額、その根拠となる費用の金額および仕入れ税額控除額
- 徴税額と仕入れ税額控除額の合計
- 最終納付金額

Article 64 Tax Return and Payment, Cabinet Decision No. (52) of 2017 on the Executive Regulation of Federal Law (8) of 2017 on Tax (2017 年 11 月 26 日)

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が
現地会計事務所 M B C Auditing and Accounting に作成委託し、
2017 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法改正などに寄って変わる場合があります。
本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言として依拠するべきものではありません。
ジェトロおよび M B C Auditing and Accounting は、本稿の記載内容に関して生じたいかなる損害および
利益の喪失について一切の責任を負いません。